

「第5次こうふ男女共同参画プラン」及び「第3次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定支援業務仕様書

1 業務名

「第5次こうふ男女共同参画プラン」及び「第3次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定支援業務

2 業務目的

本市では、平成15年度に「甲府市男女共同参画推進条例」を制定し、平成25年6月に「甲府市男女共同参画都市宣言」を行った。こうした中、計画期間を5年間とする「第4次こうふ男女共同参画プラン」(以下「第4次プラン」という。)及び「第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」(以下「第2次DV防止計画」という。)を令和5年3月に策定し、「男女共同参画社会」の実現を目指し、様々な取組を実施してきた。

「第4次プラン」の進捗状況を調査・審議する「甲府市男女共同参画審議会」(以下「審議会」という。)では、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に係るDV支援の充実や男女に限らず性的マイノリティも含めたアンコンシャス・バイアスの解消及び多様な人々との共生社会の実現が課題として挙げられた。

それらを踏まえ、本市においては、社会情勢の変化に伴い、「男女共同参画社会」の実現に向けた課題が複雑化・多様化していることから、本市の関連施策を切れ目なく実施し、さらに時勢に沿った内容に再構築するため次期計画となる「第5次こうふ男女共同参画プラン」(以下「第5次プラン」という。)及び「第3次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」(以下「第3次DV防止計画」という。)を策定することとする。

計画の策定にあたっては、甲府市を取り巻く男女共同参画の現状と課題の整理、市民の声を反映するための市民意識調査の実施、「第5次プラン」(案)及び「第3次DV防止計画」(案)を検討する「審議会」の運営支援や意見の取りまとめ等を行うため、本業務において、豊富な経験と高い専門知識を活用することを目的としている。

3 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日(金)まで

4 「第5次プラン」及び「第3次DV防止計画」策定の基本事項

(1) 第5次プラン

- ・名称 「第5次こうふ男女共同参画プラン」
- ・計画期間 令和10(2028)年度～令和14(2032)年度
- ・策定冊子 プラン詳細版：A4版120ページ程度
プラン概要版：A4版8ページ程度

(2) 第3次DV防止計画

- ・名称 「第3次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」
- ・計画期間 令和10(2028)年度～令和14(2032)年度

5 計画の位置付け及び関連計画との整合性

本仕様書のほか、国、県、甲府市における関連する計画等を熟知し、「第5次プラン」及び「第3次DV防止計画」との整合性を図るよう努めること。なお、「第5次プラン」及び「第3次DV防止計画」は次の4つの計画を含むものとして一体的に策定する。

- (1) 男女共同参画基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (2) 女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項における「市町村基本計画」

6 業務内容

(1) 甲府市を取り巻く男女共同参画の現状と課題の整理

国や山梨県等の動向並びに、男女共同参画及び女性活躍に関わる統計資料を踏まえ、甲府市を取り巻く男女共同参画の現状と課題を整理すること。また、整理した課題と市民意識調査結果等の分析結果を踏まえ、「第5次プラン」及び「第3次DV防止計画」策定支援を行うこと。

(2) 市民意識調査の実施・分析

次の調査について、9月中旬までに調査票の作成、調査の実施、内容の集計・分析をし、分析結果報告書を作成すること。

ア 市民意識調査

- ・対象者 市内在住の18歳以上の男女（戸籍上の性別）2,000人
※甲府市において対象者を抽出し、受注者に提供する。
- ・調査項目 50問程度
- ・調査方法 紙媒体とインターネットによる2種類の方法を併用し、対象者がいずれかを選択できるようにすること。
- ・調査票の作成 紙媒体：A4版18ページ程度・1色刷り・2,000部
インターネット：見やすく分かりやすい入力フォームを作成すること。
- ・送付用封筒の作成 角2サイズ・1色刷り・シール付・2,000通
- ・返信用封筒の作成 長3サイズ・1色刷り・シール付・2,000通
※封筒については、当課の情報やあて先等、必須事項を印字し作成すること。
- ・封入、発送、回収 調査票を封入、発送し、回収する。

イ 学生向け意識調査

- ・対象者 市内在住の学生 300人程度
※甲府市において、対象者を選定する。
- ・調査項目 20問程度
- ・調査方法 紙媒体とインターネットによる2種類の方法を併用し、対象者がいずれかを選択できるようにすること。

- ・調査票の作成 紙媒体：A4版3ページ程度・1色刷り・300部
インターネット：見やすく分かりやすい入力フォームを作成すること。
- ・返信用封筒の作成 長3サイズ・1色刷り・シール付・300通
- ・封入、発送、回収 封入、回収は受注者において行い、発送は、甲府市において行う。

ウ 企業等調査

- ・対象者 企業従業員：200人程度
公立幼稚園教諭・保育所教諭・公立小学校教職員・公立中学校教職員・公立高校教職員：250人程度
甲府市職員：400人程度 計：850人程度
※甲府市において、対象者を選定する。
- ・調査項目 40問程度
- ・調査方法 紙媒体とインターネットによる2種類の方法を併用し、対象者がいずれかを選択できるようにすること。
- ・調査票の作成 紙媒体：A4版9ページ程度・1色刷り・300部
インターネット：見やすく分かりやすい入力フォームを作成すること。
- ・返信用封筒の作成 長3サイズ・1色刷り・シール付・300通
※送付用封筒（角2サイズ）は、甲府市において確保し、受注者に提供する。
- ・封入、発送、回収 封入、回収は受注者において行い、発送は、甲府市において行う。
※甲府市職員分及び公立保育所教諭分（計：550人程度）については、甲府市において調査し、調査結果を提供する。

エ 調査結果の分析・報告書の作成

ア～ウの調査結果を分析し、(1) 甲府市における男女共同参画に関する現状分析と課題整理を踏まえ、調査結果報告書を作成すること。

※グラフや表など視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせ、明瞭にまとめること。

- ・成果品 PDF及び編集可能な電子データの提供
- ・作成期限 11月上旬

(3) 「審議会」の運営支援

「甲府市男女共同参画審議会」における運営支援をする者として審議会へ参加し、審議会等で出た意見等を踏まえ、次回審議会の資料を作成するとともに、「第5次プラン」及び「第3次DV防止計画」の案に反映させること。

「第5次プラン」及び「第3次DV防止計画」策定に係る審議会の開催は全7回を予定しているが、参加及び支援回数については、提案により決定する。

(4) 第5次プラン等の策定支援

「6 業務内容 (1)甲府市を取り巻く男女共同参画の現状と課題の整理」及び「6 業務内容 (2)市民意識調査の実施・分析」を踏まえる中で、プラン策定に向け、次の業務を実施すること。

ア 「第4次プラン」及び「第2次DV防止計画」の施策分析・評価

- ・令和9年度第2回審議会までに分析等を行うこと。

イ 「第5次プラン」体系図（案）の作成

- ・令和9年度第3回審議会までに作成すること。

ウ 「第5次プラン」・「第3次DV防止計画」の骨子（案）の作成

- ・令和9年度第3回審議会までに作成すること。

エ 上位計画等との整合性の確認

- ・令和9年度第3回審議会までに作成すること。

オ 「第5次プラン」（案）・「第3次DV防止計画」（案）の作成

- ・令和9年度第4回審議会までに作成し、令和9年度第5回審議会までに完成すること。

カ 上記以外に、「審議会」での検討に必要な資料について甲府市と協議して決定し、作成すること。

キ ア～カの業務について、「審議会」での検討支援を踏まえ、スケジュールを作成して実施すること。

(5) パブリックコメントへの支援

市民から寄せられた意見への対応策の検討・助言等を行うとともに、甲府市と協議の上、意見を素案に反映させること。

(6) 成果物の作成

ア 「第5次プラン」

- ・仕様等 A4版120ページ程度、冊子型、表紙フルカラー・本文2色刷
- ・作成部数 500部

イ 「第5次プラン」ダイジェスト版

- ・仕様等 A4版8ページ程度、フルカラー
- ・作成部数 500部

ウ 「第3次DV防止計画」

- ・仕様等 A4版32ページ程度、冊子型、表紙フルカラー・本文2色刷
- ・作成部数 500部

エ 各種電子データ

- ・ア～ウの電子データ一式を電子媒体に記録し納入すること。
- ・ファイル形式は、PDF（加工不可のデータ）、Word、Excel（加工可能なデータ）の電子ファイルとする。

※グラフや表など視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせ、明瞭にまとめること

(7) 著作権等

ア 本業務の成果物の所有権、著作権及びその他一切の権利は、甲府市に帰属するものとする。但し、成果物に受注事業者または第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

イ 業務の成果物等に、受注者が従前から保有する知的財産権は含まれる場合には、権利は受注者に留保されるが、甲府市は、業務の成果物を利用するために必要な範囲内において、これを無償で利用できるものとする。

(8) 業務スケジュール (予定)

業務	期間	令和8年度																																			
		6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月								
		初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬						
1 甲府市の現状・課題の整理	R9年3月まで	→																																			
2 市民意識調査の実施・分析																																					
アンケートの作成	8月まで	→																																			
アンケートの実施	9月中旬～10月中旬	→																																			
アンケートの分析・資料作成	11月上旬まで	→																																			
3 審議会の運営支援		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1回</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2回</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第3回</div> </div>																																			
甲府市男女共同参画審議会	計7回(支援は●のみ)	○ ● ● ● ● ● ●																																			
4 第5次プラン等の策定支援																																					
第4次プラン等の施策分析・評価	第2回審議会までには作成	→																																			
第5次プラン体系図の作成	第2回審議会までには作成	→																																			
第5次プラン等の骨子(案)の作成	第2回審議会までには作成	→																																			
上位計画等との整合性の確認	第3回審議会までには作成	→																																			
第5次プラン等(案)の作成	第5回審議会で作業完了	→																																			
その他必要な資料の作成		→																																			
5 パブリックコメントの支援	パブコメ期間 1月中旬～2月中旬	←																																			
6 成果物の作成	3月下旬まで	→																																			

業務	期間	令和9年度																																			
		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬			
1 甲府市の現状・課題の整理	R9年3月まで	→																																			
2 市民意識調査の実施・分析																																					
アンケートの作成	8月まで	→																																			
アンケートの実施	9月中旬～10月中旬	→																																			
アンケートの分析・資料作成	11月上旬まで	→																																			
3 審議会の運営支援		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1回</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2回</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第3回</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第4回</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第5回</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6回</div> </div>																																			
甲府市男女共同参画審議会	計7回(支援は●のみ)	○ ● ● ● ● ● ●																																			
4 第5次プラン等の策定支援																																					
第4次プラン等の施策分析・評価	第2回審議会までには作成	→																																			
第5次プラン体系図の作成	第2回審議会までには作成	→																																			
第5次プラン等の骨子(案)の作成	第2回審議会までには作成	→																																			
上位計画等との整合性の確認	第3回審議会までには作成	→																																			
第5次プラン等(案)の作成	第5回審議会で作業完了	→																																			
その他必要な資料の作成		→																																			
5 パブリックコメントの支援	パブコメ期間 1月中旬～2月中旬	←																																			
6 成果物の作成	3月下旬まで	→																																			

7 その他

- (1) 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。本業務のデータ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、甲府市の指示に従わなければならない。
- (2) 業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (3) 情報セキュリティ対策を実施するにあたっては、甲府市における情報セキュリティポリシーその他情報セキュリティに係る規定等に準拠すること。また、作業にあたっては、当該規定等を遵守すること。
- (4) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、状況に応じ甲府市が本委託業務遂行上必要である業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (5) 本業務遂行にあたり、問題が生じた際は適切な措置を講じるとともに、甲府市にその都度報告し、指示を受けること。詳細については甲府市と別途協議する。
- (6) 本業務実施にあたり疑義が生じた場合は、甲府市と受注者で協議を行い、業務を遂行するものとする。